

○茨城県立医療大学付属病院科長及び副看護部長選考規程

〔 平成8年11月27日
医療大訓第41号 〕
改正 平成15年2月19日
改正 平成16年3月17日
改正 平成21年2月18日
改正 平成25年2月27日
改正 平成27年4月1日
改正 平成28年6月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第9条の2第6項の規定により、茨城県立医療大学付属病院科長（以下「科長」という。）及び茨城県立医療大学付属病院副看護部長（地域医療連携・教育研修担当）（以下「副看護部長」という。）候補者の選考及び任期等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、科長とは、第一診療科長、第二診療科長、第三診療科長、理学療法科長、作業療法科長及び放射線技術科長をいう。

(選考の機関)

第3条 科長候補者及び副看護部長候補者の選考は、病院長が行う。

(選考の時期)

第4条 病院長は、次の各号の一に該当する場合に科長候補者及び副看護部長候補者の選考を行い、学長に申し出るものとする。

- (1) 科長又は副看護部長の任期が満了するとき。
- (2) 科長又は副看護部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 科長又は副看護部長が欠員となったとき。

2 科長候補者及び副看護部長候補者の選考は、原則として、前項第1号の場合は、任期満了の日の30日前まで、同項第2号又は第3号の場合は、辞任の申し出があったとき、又は欠員となったとき、速やかに行う。

(科長候補者等の資格)

第5条 科長候補者又は副看護部長候補者は、本学の講師以上の教員又はその予定者（教授会の議を経た者）でなければならない。

2 科長又は副看護部長と学部及び研究科における幹部職（副学長、附属図書館長、学生部長、学科長、センター長及び研究科長）との兼務はできない。

(科長候補者等の推薦)

第6条 病院長は、科長候補者又は副看護部長候補者の選考に当たり、当該学科又は当

該センターに、科長候補者又は副看護部長候補者となるべき適任者の推薦を求める。ただし、診療科長の候補者については、病院長は、付属病院専任教員のうちから適任者を選考することができる。

(知事への申し出)

第7条 第4条の規定により、病院長の申し出を受けた学長は、知事との協議を経てこれを承認し、知事に申し出なければならない。

2 前項の学長の申し出により、知事は科長又は副看護部長を任命する。

(任期)

第8条 科長及び副看護部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

1 この規程は、平成8年12月1日から施行する。

2 この規程の施行に際し、現に科長の職にあるものは、この規程により選考された者とみなす。

付 則

この規程は、平成15年2月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年3月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年2月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。